

## 事故発生防止のための指針

### 第1条. 高齢者福祉施設の目的・責務

インシデント及びアクシデント（以下、「事故」という。）事例を報告することにより、業務上事故につながる潜在的な事故要因を把握し、これに基づいて事故の発生を防止すると共に、発生した事故に対する適切な対応を図ることを目的とする。つまり、過去に発生した「インシデント」「事故」情報を教訓にした継続的な予防・再発防止活動を通じてサービス利用者（以下、利用者）の安全と利益を確保する為の安全かつ質の高いサービスを提供することである

### 第2条. 事故防止に向けた体制

第1条の目的を遂行するための管理組織として、「事故防止委員会」を設置する

### 第3条. 事故防止委員会の構成員

1. 事故防止委員会の最高責任者は施設長（管理者）とし委員は各部署から任命した職員とする

### 第4条. 委員会における各職種の役割

1. 事故防止委員会の役割は以下の通りとする
  - (1) 定期的（1ヶ月に1回）委員会を開催し、収集したデータの分析や評価、事故の予防・再発防止を検討するとともに職員へフィードバックする
  - (2) 事故防止に関する研修・教育計画を策定する  
※新採用時職員研修、年1回の職員研修
  - (3) 事故防止に関するマニュアル類の見直し、整備を図る
  - (4) 事故防止に関する事柄を情報収集し、情報提供する事で事故防止の意識高揚を図る

（施設長）事故防止委員会における諸課題の最高責任者

（部門長）事故防止委員会の総括責任者

（主任）ケア現場における諸課題の総括管理者、事故防止に向けての教育

（介護・看護職員）事故防止にまつわる事例検討

（教育担当）事故防止に向けての教育

（生活相談員・介護支援専門員）家族との連絡調整

## 第5条. 事故の報告対象

報告対象となる行為は、以下の通りとする

- (1) 業務上の行為に関わるもの（説明不足・請求ミス・誤薬・処置忘れ・判断ミス等）
- (2) 利用者及びその家族に関わるもの（転倒・私物の紛失・器物破損等）
- (3) 管理に関するもの（器具の故障・施設管理上の事故等）
- (4) 接遇に関するもの（不適切な接遇・不誠実な対応・苦情等）

## 第6条. 事故の報告

「事故」の発生があった場合、関係した職員（非常勤務職員も含む。以下、報告者という。）は、その内容を速やかに口頭及び「事故報告書」に記載して報告を行う

## 第7条. インシデント・事故の報告の経路

報告経路は以下のとおりとする

- (1) 報告者（当事者）は所属の上司（リーダー）に口頭及び「事故報告書」で報告する
- (2) 部下から報告を受けた上司は報告内容を確認の上、主任へ報告する。

## 第8条. 事故の報告に要する時間

報告に要する時間は以下の通りとする

- (1) 報告者（当事者）は、原則として「事故」が発生後、速やかに所属の上司（リーダー）へ口頭で報告し、「事故報告書」を作成すること。その後は経路に従い、速やかに所属長の確認を得る
- (2) 報告者（当事者）は、「事故報告書」を作成すると同時に、直ちに所属の上司（リーダー）へ口頭により報告し、その後は報告経路に従い判断・指示を仰ぎ、問題解決に向け規定に従い速やかに対応する
- (3) 「事故報告書」を基に、リーダーは事故防止委員会にて、速やかに改善策を策定し所属長及び事故防止委員会へ報告する

## 第9条. 予防対策の検討・実施

報告を受けた所属の上司（リーダー）は速やかに必要な指示を報告者（当事者）に対して行うとともに、その原因を分析して再発防止に努めるものとする

2 事故防止委員会は定期的に統計分析を実施し、「事故」の発生状況の傾向を把握し、予防策の検討に活用するものとする

## **第10条. 職員へのフィードバック・職員研修**

事故防止委員会は、第8条で検討した結果を全職員へ、所属の上司（リーダー）を通じて周知徹底する

1. 「インシデント」・「事故」情報は、報告者（当事者）への配慮及び外部への情報漏洩を考慮して、必要に応じて全職員へフィードバックするものとする
2. 事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、介護事故等を分析した結果を踏まえ、年1回の職員研修を実施する

## **第11条. 管理**

「インシデント」・「事故」報告書は、各部門長及び主任が管理する

## **第12条. 市町村への報告**

利用者が事故により、受診する場合もしくは死亡した場合、又は管理者が必要と判断した場合は市町村へ報告する

## **第13条. 事故発生防止のための指針の公表**

事故発生防止のための方針は、利用者の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにする。また、ホームページにおいても常時、利用者及びご家族の皆様が閲覧できるように公示する

## **第14条. その他**

「インシデント」・「事故」報告書は、業務上の事故防止の為に使用する事とし、人事考課などの評価に用いてはならない

策定：平成21年4月1日

改定：平成25年6月1日

改定：令和2年11月1日

特別養護老人ホームひまわりの郷